公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７８７号
宮城県宮城郡松島町松島字町内23番地の２、従前の住所岩手県二戸市福岡字落久保22－１天狗山コート202号室
債務者　後藤　嘉則
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　聡志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
広島市中区竹屋町３番11―501号
債務者　新開　五月
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城　　昌志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００号
北九州市小倉南区中曽根３丁目10番20―403号
債務者　田代　浩二
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏崎　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４号
福岡県田川市大黒町９番17号
債務者　田中　勝徳
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井田　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第８号
秋田県にかほ市平沢字町田40番地３
債務者　土門　童一
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第９９号
兵庫県芦屋市新浜町６番４号、住民票上の住所兵庫県芦屋市新浜町２番６―704号
債務者　木村　剛治
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９８号
高知県南国市大埇甲1072番地１　レオネクストレモン112号
債務者　田本　昭彦
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月15日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３１号
北九州市八幡西区楠橋下方２丁目６番22号（Ｂ201）、前住所北九州市八幡西区香月西２丁目３番10号
債務者　月守　俊介
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７号
大分市舞鶴町２丁目10番25号
債務者　室　ミスズ
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
釧路市益浦２丁目25番３号
債務者　橋本　恭子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６８５号
兵庫県西宮市石在町19番１―412号、前住所兵庫県西宮市今津出在家町10番10―104号
債務者　森下麻衣子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３９号
札幌市東区北14条東13丁目１番17号　ハイツＳＫ37号
債務者　松原由加利
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　諾貝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県尼崎市潮江１丁目15番１―505号
債務者　若松屋履物店こと　若松　正男
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６号
名古屋市千種区赤坂町１丁目84番地　ハイツ吉野202号
債務者　村﨑　留美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　知行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２号
大分県杵築市大字杵築750番地１　クレール北浜Ⅰ　102号室
債務者　桝永　一晃
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１０２４号
京都市山科区栗栖野華ノ木町22番地の26
債務者　西村　　藍
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　豊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係